

# 平成 25 年産大豆のモニタリング検査概要について

平成 25 年 11 月 1 日

経 済 流 通 課

## I 基本的な考え方

○安全の確保に万全を期すため、平成 24 年産の大豆の検査において全戸検査の密度で検査を実施した区域は旧市町村を単位に、他の区域については市町村を単位に検査を実施し、検査区域ごとに出荷の可否を判断

○当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷の待機を要請し、収穫、乾燥・調製後の大豆を検査

## II 検査の概要

### 1 検査区域及び検査密度・・・39 区域、108 点

検査区域の区分	当該市町村(旧市町村)	検査点数 (見込み)	検査密度
①24 年産検査において全戸検査の密度で検査を実施した旧市町村(区域)	・宇都宮市(篠井村 1、羽黒村)	6	旧市町村当たり 3 点*
	・日光市(篠井村 2、大沢村、豊岡村)	9	
	・塩谷町(船生村、大宮村)	6	
	・大田原市(金田村、川西町)	6	
	・那須塩原市(鍋掛村 1、黒磯町、東那須野村)	9	
	・那須町(那須村、伊王野村)	4	
※那須町(芦野町、鍋掛村)は作付がないため除外			
②その他地域	・25 市町(上記①の旧市町村を除く市町村)	68	市町村当たり 3 点*

※検査点数の算出は、検査区域の作付面積が 6ha に満たない場合は 2ha に 1 点の水準

### 2 検査方法

- (1) 収穫、乾燥・調整された大豆を出荷前の段階でサンプリング
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

### 3 検査結果の取扱い

- (1) 検査区域の全検体が 100Bq/kg以下であった場合は、当該区域の出荷待機を解除
- (2) ただし、50Bq/kg超、100Bq/kg以下の放射性セシウムが検出された場合は、検査密度を全戸検査相当に引き上げ、検査区域の全検体が 100Bq/kg以下であった場合は、当該区域の出荷待機を解除
- (3) 100Bq/kg超の放射性セシウムが検出された場合は、地域的な広がりを確認した上で、再度、100Bq/kgを超える放射性セシウムが確認された場合、当該区域の出荷自粛を要請